

第2次伊那市総合計画の策定について

1 策定の背景

本市においては、平成21年度から平成30年度を計画期間とする「第1次伊那市総合計画」を策定し、豊かな自然や景観、祖先から引き継いだ歴史、文化を大切にしながら、基本構想に掲げる将来像「二つのアルプスに抱かれた自然共生都市」の実現に向け、様々な施策を推進しています。

これまでは、地方自治法第2条第4項の規定により、総合計画の基本部分である「基本構想」について、議会の議決を経て定めることが義務付けられていました。しかし、国の地方分権改革推進計画に基づき、平成23年5月2日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなったため、総合計画の策定については、各市町村の判断に委ねられることとなりました。

この度、平成30年度末をもって第1次伊那市総合計画の計画期間が満了となりますが、本市が進むべき方向を定め、市民の皆様と将来像（ビジョン）を共有しながら計画的に事業を推進する必要があるため、平成31年度を初年度とする第2次伊那市総合計画を策定することとしました。

また、国土利用計画法に基づく「土地利用計画（国土利用計画）」についても、従来は策定時の議会議決が義務付けられていましたが、国土利用計画法の一部改正により、策定が各市町村の判断に委ねられています。

本市では、総合計画の策定に合わせ、総合計画の一部として、新たな土地利用計画を策定することとしました。

2 策定方針

「第1次伊那市総合計画」の策定以降、国や地方を取り巻く社会情勢は、少子高齢化の進行や人口減少問題の顕在化、環境問題の深刻化、高度情報化の進展、産業・雇用構造の変化、財政状況の悪化など刻一刻と変化してきました。さらに、平成39年（2027年）に予定されているリニア中央新幹線開業に伴い、地域全体の社会環境が劇的に変化することも想定されています。

また、地方分権の進展により、自治体の自由度と責任が拡大されていく中で、地方創生の視点から本市のまちづくりを総合的かつ計画的に進めていくためには、市民や地域、各種団体など多様な主体の参加と協働による取組の重要性が今まで以上に高まっています。

こうした状況を踏まえ、「第2次伊那市総合計画（基本構想・前期基本計画・土地利用計画）」の策定に当たっては、経済の動向や社会的ニーズの的確な把握に努め、各種施策の現状について検証・分析を行うとともに、市民や地域、各種団体等の意見を伺いながら、現状に即した実効性の高い計画となるよう努めます。

3 計画の構成及び期間

「伊那市総合計画」とは、将来の伊那市のあるべき姿や、行政運営の方向性を明らかにしたものです。また、「基本構想」、「基本計画」、「土地利用計画」及び「実施計画」をもって構成し、それぞれの性格と目標年次、計画期間を次のように定めます。

(1) 基本構想

基本構想は、長期展望に立って、本市を取り巻く地域社会の将来像を定め、それを実現するための基本的な施策の大綱を示すものです。平成 31 年度を初年度とし、平成 40 年度を目標年度とします。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想で定めた施策の大綱を実現するため、適切な指標や数値目標を設定した上で、基本的施策の内容を定めるものです。基本構想の前半の 5 年間となる「平成 31 年から平成 35 年度まで」を前期基本計画期間とし、その後の「平成 36 年度から平成 40 年度まで」を後期基本計画期間とします。

(3) 土地利用計画

土地利用計画は、基本構想に掲げた将来像を実現するため、社会・経済情勢や本市の土地利用の状況、国・県が策定する「国土利用計画」や県が策定する「長野県土地利用計画」を踏まえ、適正な土地利用を図るための基本的な方針です。原則として 5 か年の計画とし、社会・経済情勢に応じて内容の見直しを行います。

(4) 実施計画

実施計画は、基本計画に定めた基本的施策を効果的に実施するための主要事業等を集約したもので、毎年度の予算編成の指針としての位置づけを有しています。社会情勢や経済環境などの変化に柔軟に対応するため、原則として 3 か年の計画とし、毎年度の見直し(ローリング)により、実効性の確保を図ることとします。

◎期間

年度	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40
基本構想	10年									
基本計画	5年(前期基本計画)					5年(後期基本計画)				
土地利用計画	5年					(必要に応じて見直し)				
実施計画	←→			←→			←→ (3年分を策定し、毎年度見直し)			